平成15年(行ケ)第127号 特許取消決定取消請求事件 平成16年8月24日 口頭弁論終結

判 決 セイコーエプソン株式会社 告 訴訟代理人弁護士 飯田秀郷 栗宇一樹 同 早稲本和徳 同 同 七字賢彦 同 鈴木英之 大友良浩 同 隈部泰正 同 訴訟代理人弁理士 木村勝彦 上柳雅誉 同 被 特許庁長官 小川洋 指定代理人 砂川克 中村圭伸 同 立川功 同 大野克人 同 同 涌井幸一 宮下正之 同

- 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

原告

(1) 特許庁が異議2001-72148号事件について平成15年2月12日 にした決定を取り消す。

文

- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 被告 2

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「プリンタのインクタンク」とする特許第31332 82号の特許(特願昭59-102843号の新たな出願である特願平5-330 062号を、新たな出願とした特願平7-317225号を、更に新たな出願とし て平成9年8月4日に出願されたもの(以下「本件出願」という。)、平成12年 11月24日設定登録、以下「本件特許」という。請求項の数は1である。)の特 許権者である。

本件特許に対して特許異議の申立てがあり、特許庁は、 これを異議2001 - 72148号事件として審理し、その結果、平成15年2月12日に「特許第3 133282号の請求項1に係る特許を取り消す。」との決定をし、平成15年3 月5日にその謄本を原告に送達した。

特許請求の範囲

【請求項1】タンク本体と蓋体とインク含浸用の多孔質体とにより構成さ れ、前記タンク本体に設けられたインク供給口を介して記録ヘッドにインクを供給 するインクカートリッジにおいて、イエロー、シアン、及びマゼンタの各インクを 含浸したそれぞれの多孔質体を、前記イエロー、シアン、及びマゼンタの各インク を記録ヘッドに供給するインク供給口に接するように同一のタンク本体に収容して 構成されたインクカートリッジ」

(以下「本件発明」という。)

決定の理由

別紙決定書の写しのとおりである。要するに,平成12年8月4日付け手続 補正書により補正(以下「本件補正」という。)された明細書に記載された本件発 明は、本件補正前の明細書(甲18号証。以下、決定と同様に「当初明細書」とい 当初明細書及び図面の記載から自明の事項とも認めら う。)に記載されておらず、 れないので、当初明細書の要旨を変更するものであり、本件出願は、本件補正がさ れた平成12年8月4日にしたものとみなされるとした上で、本件発明は、特開昭 60-245562号公報及び特開昭56-8266号公報に記載された各発明から、容易に発明をすることができたものである、と認定判断するものである。 第3 原告主張の取消事由の要点

決定は、当初明細書の記載内容の認定を誤り、本件発明が当初明細書の要旨を変更するものである、と誤って認定判断したものであり、この誤りが結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法として取り消されるべきである。

1 当初明細書の記載内容の認定の誤り (1)決定は、「当初明細書にはプロッタに使用するインクであることが前提とされており、そのプロッタのヘッドに黒、赤、緑、青のインクを備えていることが明示されている。一般にプロッタであれば、黒、赤、緑、青のインクを用いることは、ごく普通のことである(実願昭57-134218号(実開昭59-38094号)のマイクロフィルム(判決注・以下「甲5文献」という。)、実願昭56-151248号(実開昭58-55946号)のマイクロフィルム(判決注・以下「甲6文献」という。)参昭) 」 (決定書3頁1段)と認定した

「甲6文献」という。)参照)。」(決定書3頁1段)と認定した。 決定が参照すべきであるとした甲5文献及び甲6文献は、いずれもペン式 プロッタに関する発明であり、決定の認定は、当初明細書においては、ペン式プロ ッタに関する発明が記載されていることを前提としたものである。しかし、当初明 細書においては、インク式ワイヤドットプリンタのインクタンクに関する発明が記載 載されているのであり、ペン式プロッタに関する発明が記載されているわけではない。

(2) プロッタには、ペン式プロッタとドット式プロッタ(ラスタプロッタ)がある。ペン式プロッタは、一般的に建築や機械などの図面データを出力する装置であり、主に線画を出力するものであるのに対し、当初明細書に記載されていたドット式プロッタは、対象データをビットマップデータに展開して出力するもので、ドット式プロッタの印字へッドは、ドットインパクト式、転写式、インクジェット式など種々のものが存在し、その構造と原理は、通常のプリンタと全く異ならない。そして、ペン式プロッタでは、そのインクの色が黒、赤、緑、青であるのに対し、そ初明細書に記載されたインク式ワイヤドットを用いたドット式プロッタでは、そのインクの色が、イエロー、シアン、マゼンタであることは周知の技術である(甲14ないし16号証)。

したがって、決定が「一般にプロッタであれば、黒、赤、緑、青のインクを用いることは、ごく普通のことである。」とした認定は、当初明細書に記載されたものがペン式プロッタであるとの誤った前提に基づいてされたものであるから、明らかに誤りである。

明らかに誤りである。 2 「イエロー,シアン,及びマゼンタの各インク」と「黒,赤,緑,青のインク系」との差異

決定は、「請求人が・・・「「イエロー、シアン、及びマゼンタのインク」の補正は、単純な誤記の訂正、もしくは不明瞭な記載の釈明に該当する補正である」と主張する点は、合理的理由に乏しく、当初明細書の全趣旨及び、当該技術分野の周知技術からみても明らかに当初明細書に記載された技術的範囲から逸脱するものであり、請求人の主張は、採用することは、できない。」(決定書3頁1段)と判断している。決定のこの判断は、「イエロー、シアン、及びマゼンタの各インク」は「黒、赤、緑、青のインク系」と全く異なるものであるとの認定をその前提としているものである。

- としているものである。
 (1) 三原色は、「適当に混ぜ合わせて、すべての色を表しうる基となる三色。 普通、絵具、印刷インクなどではシアン(青緑)・マゼンタ(赤紫)・黄を指し、 三色版の原色としても用いる。光では赤・緑・青紫を指す。」(広辞苑第五版11 06頁)という意味である。このように、イエロー、シアン、及びマゼンタも赤、 緑、青も、いずれも色の名称にすぎず、これが全く異なるとする決定の認定は誤り である。
- (2) 当初明細書に記載された発明は、多孔質体に保持されているインクを、確実、かつスムーズに記録ヘッドに排出させ、かつ温度変化による外部への漏れ出しを防止することができるプリンタのインクタンクを提供すること、カラー印刷の品質に低下を来すことなく、カラー印刷に必要なインクを1回の着脱操作で交換することを目的とするものであり、タンク本体に収容されるインクの色や種類が何であれ、専ら独特のインクタンクに関する構成によってその目的を達成しているのであり、インクの色や種類はこれに何ら関係しないものである。
 - (3) 被告は、赤、緑、青は、少なくとも2色が重なると、黒になってしまうこ

3 以上からすれば、カラーインクを「イエロー、シアン、及びマゼンタの各インク」とする本件補正は、本件発明の本質ないしは実体を変えるものではない。また、当初明細書に記載されたインクを「黒、赤、緑、青」として規定した部分は、従来技術との関係で、発明の内容が不明確になることから、これを「イエロー、シアン、及びマゼンタ」と補正したものであり、当初明細書に記載された事項の範囲

内のものというべきである。 第4 被告の反論の骨子

決定の認定判断はいずれも正当であって、決定を取り消すべき理由はない。

当初明細書の記載内容の認定の誤りについて

当初明細書の段落【0006】及び【0012】の記載事項からすれば、当初明細書に記載された発明のインクカートリッジは、ドットの集合によって図形、文字を描く、ラスタプロッタに用いるものであることが明らかである。プロッタは、一般的に建築や機械などの図面データを出力する装置であって、主に線画を出力するものであり、ペンにより連続線で図面を描く方式(ペン式プロッタ)と、初明細書に記載された発明のようにドットの集合として図面を描く方式(ラスタリロッタ)とがあるものの、いずれもプロッタであることには変わりはない。それで、プロッタであれば、ペン式でもドット式でも、インクの色は「黒、赤、緑、青」を用いることは普通のことである。プロッタのインクとして当初明細書に明まされている「黒、赤、緑、青」を使用することは何ら誤記ではないし、不明瞭なものではない。

~2 「イエロー, シアン, 及びマゼンタの各インク」と「黒, 赤, 緑, 青のイン ク系」との差異について

- (1) 本件補正は、当初明細書には全く記載も示唆もなかった、「イエロー、シアン、マゼンタ」のインクを、特許請求の範囲、発明の効果の欄に加えるものであるから、本件発明で扱うインクは、黒、赤、緑、青、イエロー、シアン、マゼンタの合計 7 種類ということになり、これらに示されたインクの色の組合せや、調整等はどのようにするのかなどの問題が生じ、明細書の内容を不明瞭にするものである。
- (2) 本件出願の親出願の明細書,及び,本件出願の当初明細書に記載されているカラー記録というのは、色を混色して作り出すフルカラーという意味ではなく、4つの色のカラーという意味にすぎず、そのために、4色カラープリンタプロッタ用へッド、4色カラープリンタプロッタ用へッド、4色カラープリンタプロッタ用かったという言葉があえて使われている。フルカラーというのであれば、カラーとかルカラーとかの表現を用いるのであり、4色カラープリンタプロッタ等の言い方にないのが、当該技術分野の技術常識である。また、当初明細書において、赤、緑、青のインクを用いていたことからしても、混色や、フルカラーにする認識は、存在していなかったといえる。なぜなら、赤、緑、青は、少なくとも2色が重なると黒になってしまうことから、混色ではなく、単色で使うことが当該技術分野の常識であるからである。
- (3) ワイヤドットの記録方式においても赤、緑、青のインクを用いることは、特開昭58-42465号公報(乙9号証、以下「乙9文献」という。)、特開昭50-80713号公報(乙10号証、以下「乙10文献」という。)に示すように周知のことであり、ワイヤドットの記録方式であるからといって、インクの色は一義的にイエロー、シアン、マゼンタであると決められるものではなく、赤、緑、青のインクであっても、何ら不自然なことはない。原告が主張するように、インク式ワイヤドットプリンタのインクとしてイエロー、シアン、マゼンタが周知であるとしても、ワイヤドットプリンタにおいて赤、緑、青のインクを用いることも上述

したように周知であること、当初明細書には赤、緑、青のインクを使用することが明記されていること、当初明細書には、イエロー、シアン、マゼンタのインクを使用するとの記載も、イエロー、シアン、マゼンタのインクの使用の前提となる混色やフルカラーについての記載も一切ないことからすれば、当初明細書にイエロー、シアン、マゼンタのインクが記載されていると同視できるとは到底いえないのである。

- 1 決定は、次のように述べて、本件補正を要旨変更であると認定判断した。 ①「本件の請求項1に記載されているイエロー、シアン、及びマゼンタの各インクを含浸したそれぞれの多孔質体は、平成12年8月4日付けの手続補正の際に、補正で加入されたものであり、最初に添付した明細書には、どこにもこの点の構成は開示されていない。」(決定書2頁7段)
- ③「本件明細書の請求項1に記載された「イエロー、シアン、及びマゼンタの各インクを含浸したそれぞれの多孔質体」は、当初明細書のどこにも記載されていなく、また当初明細書及び図面の記載から自明の事項とも認められないので当初明細書の要旨を変更するものと認められる。」(決定書3頁2段)
- 2 当初明細書の記載内容の認定の誤りについて 当初明細書においては、「【発明の実施の形態】図1、図2は、それぞれ本 発明のインクタンクを用いた、インク式ワイヤドットプリンタの一実施例を示すも のであって、本実施例では4色のカラープリンタプロッタ用ヘッドを用いており、 黒、赤、緑、青のインク系と、そのそれぞれに対応して各色に対して1本の記録用 のワイヤを備えている。」(甲18号証【0006】)と記載されている。

・ 上記記載によれば、当初明細書においては、インク式ワイヤドットプリンタ等の実施例として、黒、赤、緑、青の4色のカラープリンタプロッタ用へッドを用いたものが記載されていることが明らかである。決定の「当初明細書にはプロッタ

に使用するインクであることが前提とされており、そのプロッタのヘッドに黒、赤、緑、青のインクを備えていることが明示されている。」との認定は、上記実施例に関する限り、何ら誤りとはいえない。

ところで、決定が、「一般にプロッタであれば、黒、赤、緑、青のインクを用いることは、ごく普通のことである」として引用した甲5文献及び甲6文献は、ペン式プロッタに関するものであり(甲5、甲6号証)、当初明細書に記載された発明は、ドット式プロッタに関するものである。

原告は、インク式ワイヤドットを用いたドット式プロッタでは、そのインクの色が、イエロー、シアン、及びマゼンタであることは周知の技術である、と主張する。確かに、ドット式プロッタに関する特開昭58-81381号公報、特開昭58-197065号公報、特開昭58-1975号公報(甲14~16号証)、ワイヤドットプリンタに関する特開昭58-201671号公報、特開昭58-205776号公報、特開昭58-205776号公報、特開昭58-122889号公報、特開昭5777号公報(甲7~10号証)及び特開昭58-122889号公報、特開昭56-123084号公報(甲19~20号証)によれば、ドット式プロッタやワイヤドットプリンタにおいては、イエロー、シアン、及びマゼンタのインクを使用することは周知の技術であると認められる。

しかしながら、乙9文献には、黒、赤、青のインクを使用するワイヤドット プリンタが、乙10文献には、赤、青、緑のインクを使用するワイヤドット式記録 装置が記載されており(乙9、10号証)、ワイヤドット式プリンタに黒、赤、 緑、青のインクを用いることも周知の技術であると認められる。

このように、「黒、赤、緑、青の」「4色のカラープリンタプロッタ用ヘッド」も周知の技術なのであるから、当初明細書の「4色のカラープリンタプロッタ用ヘッド」における「黒、赤、緑、青」との記載が、「イエロー、シアン、及びマゼンタ」の誤記といえないことは明らかである。

3 「イエロー、シアン、及びマゼンタの各インク」と「黒、赤、緑、青のインク系」との差異について

(2) 当初明細書において、インクの色に関して記載されているのは、前記のとおり、4色のカラープリンタプロッタ用ヘッドに用いられている、黒、赤、緑、青のインク系であり、このインク系をイエロー、シアン、マゼンタに変更することは、単にインクの色を変えることではなく、混色の原理を加法混色から減法混色に変更することになるのである。このことをより詳しくみると次のとおりである。

29文献には、多色プリンタに関し、「インクリボン10は、各印字へツド6~8と対応しかつ、互に平行な各色条10a~10cにより形成され、各色器のハンマー6a~8aと各個に対向する関係となつており、例えば色条10aを黒、10bを青、10cを赤とすれば、マグネツト等により駆動されるハンマー6aにより黒の印字が、同様のハンマー7aおよび8aにより青および赤の印字が、同一の印字行に対し同時に行なわれるものとなっている。」(乙9号証2頁左上欄15行~右上欄3行)、「印字色に応じて印字へツド6~8を同時に動作させることにより、同一行に対する多色印字が同時に行なわれ、印字速度が向上すると共に、インクリボンの切替用機構が不要となり、構造が大幅に簡略化される。ただし、同時に印字を行なう色数に応じ、印字へツド

6~8の数を定め、これと共に、多色インクリボン10の色条数を定めればよく」 (同2頁左下欄2~9行)と記載されている。乙9文献の上記記載によれば、ワイヤドットプリンタにおいても、混色を行うことなく、インクリボンの色条数と同じ数の色の印字を行うことがあるものと認められる。

乙10文献には、「感圧性多色複写リボン1はその長手の方向2に対して直角な方向3に境界線4を持つ横縞状の赤色帯5青色帯6および緑色帯7からなる色帯群8により構成されている。」(乙10号証1頁右欄下から3行~2頁左上欄2行)、「記録すべき文字、図形などをドツトマトリクスに分解し、その各点を発色させるか否かによつて任意の文字または図形などを記録する。またこのとき記録すべき文字、図形などを色分解して、感圧性多色複写リボン1のそれぞれの色に対応した色帯部を用いて複数色の記録を得る。」(同2頁右上欄9~14行)、がでした色帯部を用いて複数色の記録を得る。」(同2頁右上欄9~14行)、がいした色帯部を用いて複数色の記録を得る。」(同3頁右上欄9~14行)、ができることができることが認められる。

Z9, Z10文献の上記記載によれば、当初明細書に記載されたドット式 プロッタにおいて「黒、赤、緑、青のインク」を使用するときには、黒、赤、緑、 青の4色だけを発色させる場合と、赤、緑、青の加法混色によりフルカラーを発色 させる場合があるものと認められる。

でする場合があるものと認められる。 また、甲25文献には、「プロセスインキの重ね合せで得られる二次色の赤、緑、青紫はとりも直さず色光の三原色に相当しているのです。プロセス印刷の網点は、肉眼では識別できないほどのこまかなものであることをお話ししました色図228、229のように、網点の重ね合せによる減法混色で通りぬけて来がられての反射が、特に小さな面積で隣りあっているところほど加法混色をおこしなを形成しながりでなく、減法混色と加法混色の組み合せにも関係しているのです。このとうに、網点の印刷物では基本のプロセスインキの三原色と、それらによるであるに、網点の印刷物では基本のプロセスインキの三原色と、それらによるで次と、三次色が減法混色と同時に加法混色を形成しながら入り混じって、まるで、響曲のような音楽を生み出していることになります。」(甲25号証167頁左欄6~右欄2行)との記載がある。

イエロー、シアン、マゼンタは、減法混色の三原色であり、イエロー、シアン、マゼンタのインクを使用したワイヤドットプリンタでは、上記甲25文献に記載されているように、減法混色と同時に加法混色を形成しながら入り混じって、多色印字を生み出すことになるのであるから、当初明細書に記載された「黒、赤、緑、青のインク系」を使用したワイヤドットプリンタが4色のみを発色するものでなく、加法混色を含むものであるとしても、「イエロー、シアン、及びマゼンタでは、混色によるカラー表現が異なることは明らかである(ワイヤを突出させる位は、混色によるカラー表現が異なることは明らかである(ワイヤを突出させるより、赤、緑、青では加法混色のため各色毎に異なった位置となるのである。)。

がイエロー、シアン、及びマゼンタのカラーインクの減法混色に関係するものであることは明らかである。

上記のように、1色を交換すると印刷色に微妙な変化が生じることは、イエロー、シアン、マゼンタの場合のみならず、赤、緑、青の加法混色でも生じ得ることであるものの、当初明細書においては、そもそも混色に関する記載は一切ないのであるから、本件補正により追加された、印刷色(混色)に関する上記のような【発明が解決しようとする課題】及び【発明の効果】の記載も存在しないのである。赤、緑、青のインク系による加法混色を前提とした当初明細書に記載されたインクタンクに関する発明を、イエロー、シアン、マゼンタの各インクによる減法混色を前提としたインクタンクに関する発明に変更する本件補正は、発明の要旨を変更するものであることが明らかである。

(4) 原告は、イエロー、シアン、マゼンタも、赤、緑、青も、いずれも色の名称にすぎず、これが全く異なるとする決定の認定は誤りである、とか、当初明細書に記載された発明は、多孔質体に保持されているインクを、確実、かつスムーズに記録ヘッドに排出させ、かつ温度変化による外部への漏れ出しを防止することができるプリンタのインクタンクを提供することなどを目的とするものであり、タンク本体に収容されるインクの色や種類が何であれ、専ら独特のインクタンクに関する構成によってその目的を達成しているのである、とか主張する。

しかし、イエロー、シアン、マゼンタと、赤、緑、青とでは、混色の原理が全く異なるものであり、単なる色の名称とか色の種類が異なる、という問題ではないことは上記のとおりである。また、当初明細書に記載された発明が、インクタンクの構成に関する発明であるとしても、イエロー、シアン、マゼンタのインク系と、赤、緑、青のインク系とでは、混色の原理及び方法が異なるのであり、加法混色を前提としたインクタンクの構成に関する発明を、減法混色を前提とするインクタンクの構成に関する発明に補正することは、発明の要旨の変更に当たることは明らかである。原告の上記主張は採用し得ない。

原告は、赤、緑、青のインクによっても混色は生じるのである。と主張する。しかし、赤、緑、青のインクによって加法混色が生じることは上記のとおりであるが、赤、緑、青のインクによる加法混色と、イエロー、シアン、マゼンタによる減法混色とは、混色の原理及び方法において異なることも上記のとおりである。 (5) 以上のように、「赤、緑、青のインク系」を「イエロー、シアン、及びマゼンタの各インク」とする本件補正は、当初明細書に記載された発明の実体を変更なる。

(5) 以上のように、「赤、緑、青のインク系」を「イエロー、シアン、及変である。である。である。決定の、「当初明細書にはプロッタに使用するインクをある。決定の、「当初明細書にはプロッタに使用するインクをある。決定の、「当初明細書にはプロッタに使用するインクをあるを見た。」との認定判断については前記のとおり表現をである」との認定判断については前記のとおり表現をである。との、「一般にプロッタであれば、黒、赤、緑、青のインク表現については前記のとおり、「一般にプロッタであれば、黒、赤、緑、青のインクをは、ごく普通のことである」とのおり、「本件補正は当初明細書のより、当該技術分野の周知技術からみても明ら、当初明細書に記載された技術的範囲から逸脱するものであり、との決定の判断に誤りはない。

4 結論

以上に検討したところによれば、原告の主張する取消事由は理由がなく、その他、決定には、これを取り消すべき誤りは見当たらない。

よって、原告の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第3部

 裁判長裁判官
 佐 藤 久 夫

 裁判官
 設 樂 隆 一

 裁判官
 若 林 辰 繁

(別紙) 赤 (R)・緑 (G)・青 (B) による混色シアン (C)・マゼンタ (M)・イエロ ー (Y) による混色